

平成30年度の阿田和保育園、市木保育所、認定こども園志原保育所、その他町外の保育所・幼稚園の利用申し込み等及び受け付けについては、以下のとおりです。

※平成30年度から保育所等の利用を希望される保護者の方は、必ず受付期間内に申し込みください。

※受付期間内に申し込まれた児童の利用を優先させていただきます。

※利用できる年齢、認定区分、時間等が保育所等によって異なります。詳細は問い合わせください。

1. 新規に町内の保育所等の利用を希望する児童

- ・通園区域は設定していませんので、希望する保育所等へ申し込みください。
ただし、市木保育所については、津波による浸水の恐れがあると想定されていることから、子どもの命を第一に考え、避難誘導等が特に難しい1・2歳児の利用を休止しています。
- ・申込書等は、各保育所のほか、子育て支援室・健康福祉課でも配布します。
- ・育児休業期間満了等で年度途中から利用希望の方も、受付期間内に申し込みください。
- ・平成30年4月1日までに転入される予定の方も、転入予定で受け付けします。
- ・保育所等の定員等の状況により、ご希望に添えない（利用できない）場合があります。

[申込み] 受付期間 11月1日（水曜日）～11月15日（水曜日）

[申込先] 阿田和保育園・市木保育所・認定こども園志原保育所

[説明会] 日時 11月12日（日曜日） 14：00～17：00
場所 御浜町役場2階 第3会議室

※各保育所等の保育内容、申込書の記載方法や必要書類など、保護者の方の疑問にお応えします。疑問点のある保護者の方はご参加ください。
※申し込みは不要（先着順）ですので、当日会場にお越しください。

2. 新規に町外の施設の利用（広域利用）を希望する児童

- ・11月15日までに健康福祉課へお申し込みください。熊野市内の保育所を希望される方は、あらかじめ熊野市福祉事務所・児童福祉係 電話 0597-89-4111 まで、ご連絡をお願いします。
- ・施設所在地の市町に住所を有する方の利用が優先されるため、ご希望に添えない（利用できない）場合があります。
- ・熊野市の私立有馬幼稚園についても、利用にあたっての支給認定1号が必要となります。直接、有馬幼稚園まで申し込んでください。

3. すでに保育所等を利用されている児童

- ・すでに保育所等（町外含む。）を利用されている児童については、10月頃に来年度の利用に必要な手続き（現況届等）を個別にお知らせしています。
- ・転園を希望される場合は、現在利用されている保育所等へお早めにお申し込みください。

「保育所・認定こども園・幼稚園の利用を希望する保護者の方へ」

保育所等の利用にあたっては、教育・保育を必要とする状況について、支給認定を受けていただく必要があります。この認定は、保護者の居住地の市町村が行います。認定の申請は、通常、保育所等の利用申し込みと同時に受け付けます。

※2号又は3号の支給認定は、保護者の就労時間等に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」という「保育の必要量」の認定も併せて行われます。

※支給認定や保育の必要量の区分ごとに異なった利用時間・利用者負担額（保育料等）が設定されます。
次頁へつづく

支給認定の種類等

年齢	認定区分	対象者	保育を必要とする事由・▷必要量	利用可能施設等
満3歳以上	1号	教育を希望される場合	なし	認定こども園 幼稚園
	2号	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	あり▷保育標準時間 (就労下限1ヶ月120時間以上等)	認定こども園 保育所
あり▷保育短時間 (就労下限1ヶ月48時間以上等)				
満3歳未満	3号	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	あり▷保育標準時間 (就労下限1ヶ月120時間以上等)	認定こども園 保育所等
			あり▷保育短時間 (就労下限1ヶ月48時間以上等)	
	—	上記以外の場合	なし	一時預かり事業 などを利用

※「保育の必要な事由」に該当する方であっても、認定こども園や幼稚園での教育を希望される場合は、1号の認定申請をすることができます。

「保育を必要とする事由」

2号又は3号認定を受けて保育所等を利用する場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている方、ひとり親家庭の場合は児童を監護している母又は父）が、以下の「保育の必要な事由」のいずれかに該当する必要があります。集団生活に慣れさせたい等は理由になりません。

「保育の必要な事由」

- 1 就労…就労を開始する月（育休から復職する月）の前月から
※保護者の就労の下限：1か月当たり48時間以上です。
- 2 妊娠・出産…産前6週間前の日の属する月から産後8週間後の日の属する月まで
- 3 保護者の疾病・障がい
- 4 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動（起業準備含む）…認定開始から90日を経過する日の月末まで
- 7 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 10 その他（上記に類する状態として、町が認める場合（以下のとおり））
 - ・小学校就学前の子どもが2人以上いる世帯であって、保護者が最年少の子どもを家庭で育児している場合に兄弟の保育が必要であること
 - ・その他町が認める場合

お問合せ先 阿田和保育園 ☎2-2071 認定こども園志原保育所 ☎2-0058
 市木保育所 ☎2-2348
 健康福祉課子ども家庭室（担当 松浦豊） ☎3-0508